

## 経済センサス - 活動調査の必要性

経済センサス - 活動調査は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等に基づき、全産業分野における事業所及び企業の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを目的として実施する。

### < 具体的意義 >

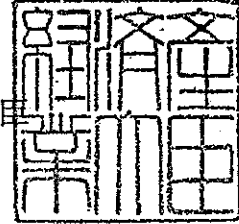
- (1) 国民経済計算や産業連関表の基礎資料を得るため、原則として全産業をカバーする一次統計の情報の整備を図る。
- (2) サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていることから、この分野の統計情報の整備を図る。
- (3) 事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する標本調査のための抽出条件、裾切り条件、母集団復元のためのベンチマーク情報等の母集団情報の整備を図る。
- (4) 産業ごとの統計では当該産業に係る経済活動の実態しか把握できない一方、事業所・企業の経済活動が多角化していることから、経済活動の多角化に対応した統計情報及び母集団情報の整備を図る。
- (5) 県民経済計算・市民経済計算や地域産業連関表の基礎資料として、また、地域の実情に応じてきめ細かな施策を展開していくための基礎資料として、地域の経済活動に関する一次統計の整備を図る。
- (6) 地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金分配等の行政施策のための基礎情報の整備を図る。

経済産業省

平成22・09・27統第1号  
平成22年10月5日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

商業統計調査

工業統計調査

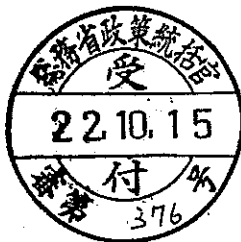
特定サービス産業実態調査

<商業統計調査及び工業統計調査>

主管部課	経済産業省経済産業政策局 調査統計部産業統計室
事務担当者	平木 電話：03（3501）9945 E-mail: qqcebd@meti. go. jp

<特定サービス産業実態調査>

主管部課	経済産業省経済産業政策局 調査統計部サービス統計室
事務担当者	茂野 電話：03（3501）1092 E-mail: qqcebj@meti. go. jp



## 申請事項記載書

1 調査の名称  
商業統計調査

## 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
1～4 略	1～4 略	「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)等に基づく経済センサス-活動調査の実施に伴う商業統計調査の調査周期の変更のため。
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 商業調査は、 <u>経済センサス-活動調査実施の2年後の6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の⑦、⑧、⑩、⑯、⑰並びに⑱のエ、オ及びカは、基準となる期日の前年4月1日から翌年3月31日までの1年間によって行う。</u> また、5の(1)の1)⑨は3月末日現在によって行う。	5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 商業調査は、 <u>平成9年以降5年ごとに、6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の⑦、⑧、⑩、⑯、⑰並びに⑱のエ、オ及びカは、基準となる期日の前年4月1日から翌年3月31日までの1年間によって行う。</u> また、5の(1)の1)⑨は3月末日現在によって行う。	
6 略	6 略	
7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年。 <u>ただし、平成26年商業調査から次の調査の実施年までは4年とする。</u> (2) 略	7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年  (2) 略	
8～12 略	8～12 略	

申請事項記載書

1 調査の名称  
工業統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～4 略</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p><u>経済センサス-活動調査の年を除き</u>、毎年12月31日現在によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦から⑯ (⑳を除く) 及び2) ⑦から⑫は、1月1日から12月31日までの1年間によって行う。</p> <p>また、5の(1)の1) ㉑は、年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)によって行う。</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>毎年12月31日現在によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦から⑯ (⑳を除く) 及び2) ⑦から⑫は、1月1日から12月31日までの1年間によって行う。</p> <p>また、5の(1)の1) ㉑は、年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)によって行う。</p>	<p>「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)等に基づく経済センサス-活動調査の実施に伴う工業統計調査の調査周期の変更のため。</p>
<p>6 略</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>経済センサス-活動調査の年を除き</u>毎年</p> <p>(2) 略</p>	<p>6 略</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>毎年</p> <p>(2) 略</p>	
<p>8～12 略</p>	<p>8～12 略</p>	

申請事項記載書

1 調査の名称

特定サービス産業実態調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～4 略</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 毎年11月1日現在によって行う。<u>ただし、平成23年調査を除く。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 1年。<u>ただし、平成23年調査を除く。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>8～12 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 毎年11月1日現在によって行う。</p> <p>6 略</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 1年</p> <p>(2) 略</p> <p>8～12 略</p>	<p>「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)等に基づく経済センサス・活動調査の実施に伴う特定サービス産業実態調査の休止のため。</p>